

産科医療補償制度について

平成21年1月1日以降に分娩される方を対象に、新しい制度がスタートしています。お産のときに、何らかの理由で障害を抱えてしまった場合、その赤ちゃんとご家族のために一定の補償がされるようになりました。当院でもこの制度に加入しています。



産科医療補償制度の目的

- 分娩に関連して発症した脳性まひの赤ちゃんや、その家族の経済的負担を速やかに補償すること

補償内容

看護・介護のために、600万円が一時金として支払われます。その他、総額2400万円が補償金として20年間にわたり分割で支払われます。

補償の対象

- 平成21年1月1日以降に出生した赤ちゃんで、以下の両方の基準を満たす場合が補償の対象になります。
 - ①生まれた時の体重が2000グラム以上かつ、妊娠33週以上のお産
 - ②身体障害者程度等級の1級または2級に相当する重度の脳性まひ
- * 妊娠28週以上の赤ちゃんについても、個別審査によって補償の対象になる場合があります。
- * 先天性の要因(両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常又は先大異常)や、新生児期の要因(分娩後の感染症等)である場合は、この制度の対象とはなりません。

補償の仕組み

